

生活のしおり

中学校生活がより充実するために

唐津市立浜玉中学校

目次

1. 表紙（校歌）
2. 浜玉中三訓
3. 命の宣言
4. 生徒心得
5. 図書館利用のきまり
6. 体育館利用のきまり
7. 保健室利用のきまり
8. 制服の着こなしについて

1. 校歌

作詞・・・進藤担平
作曲・・・森脇憲三

1, ここに友あり 山並みの
めぐる里わに 黎明の
生気がよう 浜玉中学校
すがしく清く いざともに
2, ここに我あり 玄海の
潮路はるかに うねりくる
海鳴りを聞く 浜玉中学校
強く生きなん 自らに

3, ここに校庭あり 大空を
真紅に燃えて 渡る日の
光をあびて 浜玉中学校
体鍛えん たくましく
4, ここに 国あり松浦潟
文化の歴史 二千年
ゆかしくかおる 浜玉中学校
開かんやすき 国原を

2. 浜玉中三訓

浜玉中三訓

- ・ 時を守り
- ・ 場を清め
- ・ 礼を尽くす

3. 命の宣言

命の宣言

1. 自分の命を大切にし、同時にすべての命を尊重し、守っていきます。
2. 苦しいことや、悲しいことがあっても、くじけず生きる希望をもち続けます。
3. クラスや学年のつながりを強め、1人で悩む友人を励まし、支えあっていきます。
4. いじめや差別を許さない心を持ちます。
5. 自分が正しいと思ったことを信じ、勇気をもって行動に移します。

1997年11月1日

4. 生徒心得

伝統ある浜玉中学校の生徒として、自覚と責任をもって行動すると共に、規律ある校風を築くようにする。

1 学校生活について

- (1) 8時15分のチャイムが鳴る前までに教室に入る。それ以降は遅刻になる。
- (2) 登校後は、校外に出ない。
- (3) 欠席・遅刻・早退については、保護者が学校に連絡する。遅刻をした場合は、登校したことを職員室の先生に報告し、遅刻届をもらって教室へ入る。
- (4) 学習時間はもちろん、諸活動の充実を目指し、5分前行動を意識して実行する。
- (5) 校具・公共物は大切に扱う。もし破損した場合は、必ず先生に自ら届ける。
- (6) 学習活動に不要な物は、持ち込まない。
- (7) 友人・先生・来客者には、元気よくあいさつをする。
- (8) 放課後・諸活動終了後は、すみやかに下校する。

校時表 (50分授業の時)

朝の活動・立腰	8:15～ 8:20
朝の会	8:20～ 8:25
1時間目	8:35～ 9:25
2時間目	9:35～10:25
3時間目	10:35～11:25
4時間目	11:35～12:25
給食・昼休み	12:25～13:40
5時間目	13:40～14:30
6時間目	14:40～15:30
掃除	15:30～15:45
帰りの会	15:50～16:05
部活動	16:15～

部活動の終了時刻

	部活動終了時刻	下校完了時刻
4月	18:00	18:10
5月	18:00	18:10
6月	18:30	18:40
7月	18:30	18:40
9月	18:00	18:10
10月	17:30	17:40
11月	17:00	17:10
12月	17:00	17:10
1月	17:00	17:10
2月	17:30	17:40
3月	17:30	17:40

※一般生の下校時刻は、帰りの会終了から10分

2 通学について

通学は徒歩を原則とする。しかし、指定された地域（通学路2km以上）の生徒、特別の事情のある生徒は、学校長の許可を受け、自転車での通学を認める。また、定められた通学路を必ず通り、交通規則を守り安全に注意する。

<自転車通学>

- (1) 通学用自転車は、安全な車種を選び、常に整備をし、学校指定のステッカーを付けておく。
- (2) ヘルメットを着用する。
- (3) 登校したら、自転車は決められた場所に置き、鍵をかけておく。
- (4) 敷地内では、自転車には乗車せず、押して通行する。

※ただし、土日祝、長期休業期間中の部活動に関しては、顧問の先生に申し出をし、自転車での部活動参加を認める。その場合も、ヘルメットを着用の上、交通規則を守ること。

3 服装について

- 常に清潔にし、浜玉中学校の生徒として、ふさわしい身なりをする。
- 学校は学びの場であり、かつ集団で生活を送る公の場である。そのため、「学習や運動に支障がなく、清潔感があり華美にならない身なり」を基本とする。
- 社会通念上、望ましいとされる公の場での服装マナーを理解し、TPOに応じて自ら正しい選択ができる態度を育てる。

<確認事項>

- (1) 学校指定の制服を着用します。
- (2) 校内では名札を付けます（左胸に）。
- (3) 靴下は、単色ワンポイント程度で派手でないものを着用します。
白、黒、紺、灰色が望ましいです。
(くるぶしが見えるものやラインが入ったものは、着用しません。)
- (4) 靴、スリッパ、体育館シューズは学校指定のものを使用します。
- (5) 半袖制服の下着は透けないものを着用します。
- (6) 長袖セーラー服、詰襟服の下は外から見えないものを着用します。
ブレザー服の下は指定のカッターシャツを着用します。
セーター等を着用する場合は、見える範囲は単色無地でVネックが望ましいです。
(フードのついたものを制服の下に着用しません。)
- (7) 髪は、おしゃれを目的とした加工をしません。
- (8) 化粧はしません。また、アクセサリ類はつけません。
- (9) 防寒具類は派手でないものとし、室内では着用しません。
- (10) 中学校指定のボタンを付けます。
- (11) ズボン、スラックスにはベルトを着用し、色は、黒・茶が望ましいです。
- (12) スカート丈は、短くしません。目安としてひざが隠れる程度とします。
- (13) タイツ等はベージュまたは黒が望ましいです。
*ひざ掛けは、本来の目的とは異なる使用はしません。例) 羽織る等
- (14) 髪の長さが、肩より長くなったら、後ろに結びます。
- (15) 髪に結ぶピン止めや髪ゴム類に関しては、派手でないものとし、黒・紺・茶色が望ましいです。

4 携帯電話等の電子機器について

携帯電話等の電子機器は、原則として、学校に持ち込まない。しかし、特別な事情がある場合は、登校してすぐに学校の先生に預ける、長期間になる場合は「携帯電話等持込申請書」を学校長に提出することとする。学校に預ける場合も、校内や登下校中に別の目的で使用しない。

SNSの使用は十分に注意しましょう。誹謗中傷や個人情報の流出など、法律により厳しく罰せられることがあります。また、そういったトラブルが発生した場合は、保護者の責任の下、解決を図るようお願いします。

5. 図書館利用のきまり

中学校3年間は、生涯の中で最も大切な時期といわれています。この時期に読書の意義や方法などをよく考え、読書によって心情を育て、考え深め、知識を広めていくためにも、わたしたちの身近な図書館をしっかりと利用しよう。

1 開館

- (1) 月曜日～金曜日の午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (2) 昼休み、放課後以外の時間に入館するときは、係の先生の許可をえて入館する。
- (3) 長期休業中については、開館日程をその都度定める。図書館だより等で、知らせる。

2 館内閲覧

- (1) 図書・雑誌は自由に閲覧してよい。ただし、閲覧後は、必ず元の本棚に戻す。
- (2) 学級がまとまって利用するときは、引率の先生の指導を必要とする。
- (3) 自習時間の図書館利用は、監督の先生のもとで行う。

3 館外貸し出し

- (1) 貸し出しは、昼休み・放課後とする。
- (2) 授業に必要な図書は、係が一括して貸し出しを受ける。
- (3) 貸出期間は、原則として、借りた日を含めて1週間とする。ただし、期間の延長を希望する人は、1度返却した後再度貸し出しの手続きをする。
- (4) 貸し出しは、1人3冊を原則とする。
- (5) 無断持ち出しや無断貸しは、禁止とする。
- (6) 「禁帯出」のラベルのついた図書は、貸し出さない。
- (7) 図書や雑誌を破損、又は紛失した時は、速やかに担任及び図書館司書に知らせる。
- (8) 貸し出し、返却は所定の手続きを必要とする。
- (9) 紛失した図書や雑誌等は本人が、弁償する。
- (10) 長期休業中の貸し出しは、その都度定める。

4 閲覧の心得

- (1) 読書の目的を決めて入館する。
- (2) 館内では静かにし、他の人も利用することも考えて行動する。
- (3) 机、椅子を勝手に動かしたり、所定の場所以外では閲覧したりしない。
- (4) 図書・雑誌に落書きをしたり、傍線等を記入したりしない。
- (5) 読み終わった本は、必ず元にあった場所に返すこと。

6. 体育館利用のきまり

- 1 本校の体育館は、体育を主とした学習の鍛錬の場である。
したがって、礼儀正しいまじめな態度で計画的・効果的にこれを活用する。
- 2 館内の施設・器具は、無断で使用しない。
- 3 入館する者は館内専用の靴を履く。
 - (1) 土足を禁止する。
 - (2) 上下兼用の靴は、厳禁とする。
- 4 使用にあたっては、特に次のことを厳守すること。
<使用前>
 - (1) 施設・器具・用具の個数の点検ならびに安全を確認すること。
 - (2) 特に照明灯を無断で操作したり点滅したりしないこと。
 - (3) 器具・用具などは定められる場所でのみ使用すること。<使用后>
 - (1) 定められた場所に、きちんと後片づけをすること。
 - (2) 万一、器具用具などを紛失したり、汚損したり壊した場合は、本人が学校に届け出て、その指示にしたがうこと。
 - (3) 戸締まりを確実にいき、点検すること。
- 5 ステージの使用は原則として禁止するが、使用する場合は学校に届け出て許可をえること。

7. 保健室利用のきまり

- 1 保健室は病院ではありません。
 - (1) 治療ではなく、応急処置を行います。
 - (2) 応急処置なので、継続的な手当てはできません。
 - (3) 原則として、内服薬は与えません。
- 2 保健室に具合が悪くて来る時は、担任または教科担任の許可が必要です。
 - (1) 先生には、必ず自分で言いましょう。
 - (2) 保健室での休養は原則1時間とします。
- 3 保健室は、みんなが安心して学校で生活できるように、健康のお手伝いをします。
 - (1) 保健センターとして、いろいろな健康に関する情報を発信します。知りたいことがあればどうぞ利用してください。
 - (2) 心配事、悩み、不安なとき・・・相談したいことがあれば、いつでも声をかけてください。

8. 制服の着こなしについて

次のページのイラストを参考に、正しい制服の着こなしを目指しましょう。

浜玉中学校 制服着こなし（セーラー服・カッター服）



おしゃれを目的とした加工はしない

化粧や過度な眉そり加工はしない

髪が長い場合は結ぶ
髪ゴムは派手でないもの
黒、紺、茶色が望ましい

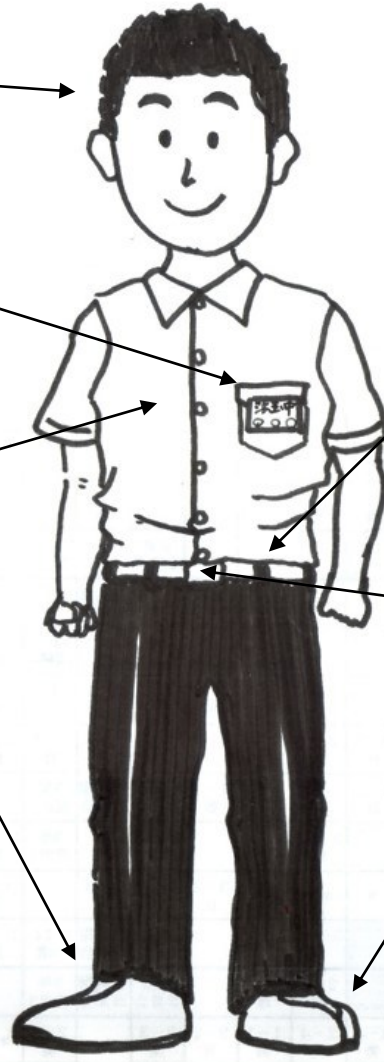
校内では名札を着用する

下着は透けないものを着用する

スカート丈は短くしない

靴下は単色ワンポイント程度で派手でないものを着用する
白、黒、紺、灰色が望ましい
くるぶしが見えるものは着用しない

通学靴は学校指定のものを着用する
校内では指定のスリッパを着用する

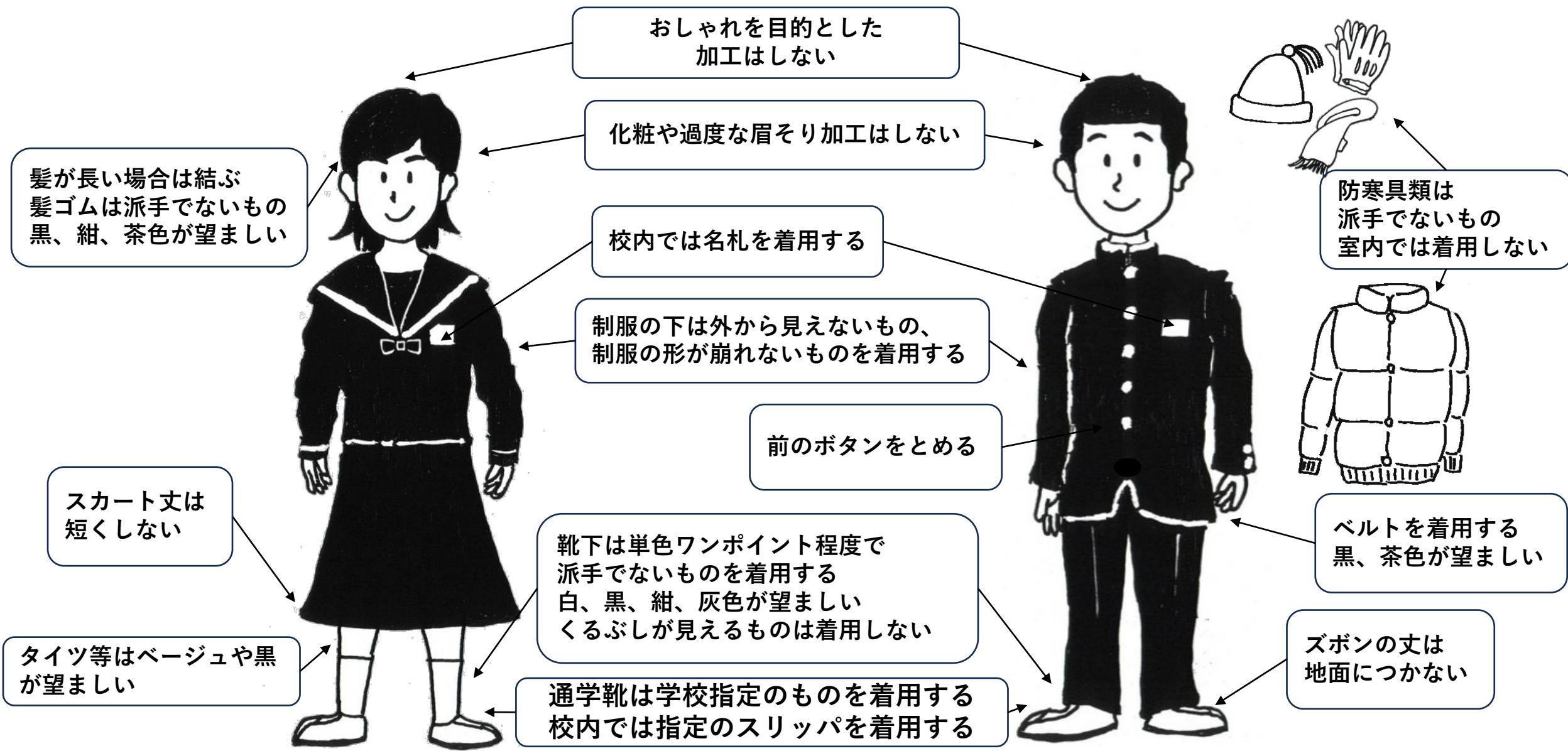


カッターシャツはズボンに入れる

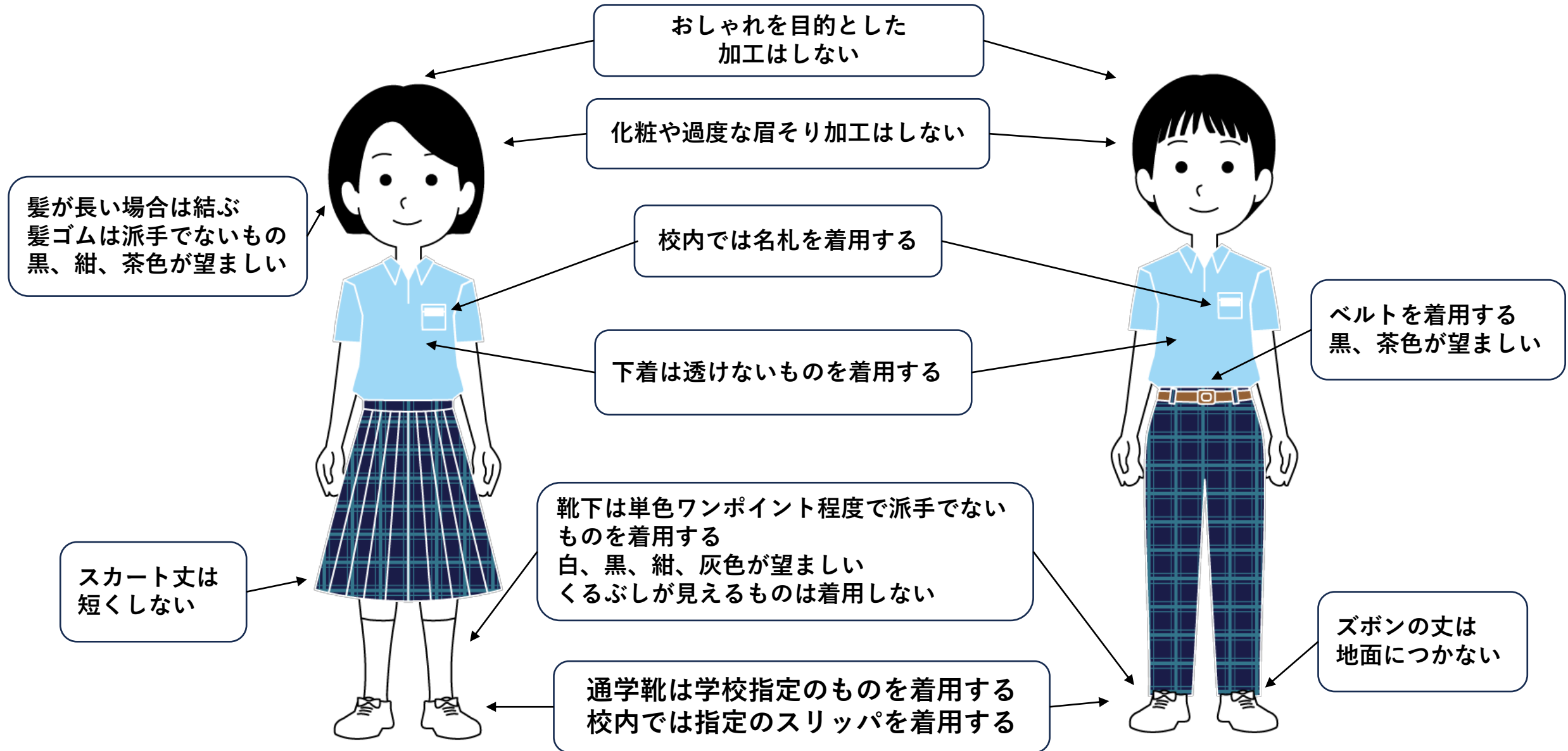
ベルトを着用する
黒、茶色が望ましい

ズボンの丈は地面につかない

浜玉中学校 制服着こなし（セーラー服・詰襟服）



浜玉中学校 制服着こなし（ポロシャツ・スカート・スラックス）



浜玉中学校 制服着こなし（ブレザー服・スカート・スラックス）

